

蒲郡市新型インフルエンザ等対策行動計画【概要版】

1 改定の経緯

- 国は、平成21年の新型インフルエンザの発生を受け、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」）を制定し、新型インフルエンザ等への対応のための行動計画を策定。
- 特措法に基づき、平成26年9月に蒲郡市新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「市行動計画」）を策定。
- 新型コロナウイルス感染症対応における経験を踏まえ、
 - ・令和6年7月、新型インフルエンザ等対策政府行動計画（以下「政府行動計画」）
 - ・令和7年6月、愛知県新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「県行動計画」）
 が抜本的に改正されたことを受け、市行動計画についても改定するもの。

2 行動計画の位置付け

特措法第8条に基づき、県行動計画及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）に基づく感染症予防計画とも整合性をはかりながら策定。

3 計画期間

- 令和8年度から令和13年度までの6年間
 - ・政府行動計画及び県行動計画の改定を踏まえ、おおむね6年ごとに市行動計画の改定を行う。
 - ・新型インフルエンザ等が発生し、政府行動計画等が見直された場合は、本計画期間にかかわらず、市行動計画の見直しを行う。
- 実効性の確保に向け、定期的なフォローアップを行い、取り組みの改善を行う。

4 改定の主なポイント

平時の備えの充実

感染拡大時の対応だけでなく、研修・訓練、関係機関との連携確認、物資の事前準備など、平時の備えを明確に位置づけ

対象疾患・範囲の拡大 ～幅広い感染症に対応～

新型インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症以外の呼吸器感染症も想定

発生段階の考え方 ～発生段階を対策段階に変更～

「準備期」「初動期」「対応期」の3期に分け、特に準備期の取り組みを充実

対策項目の拡充

対策項目を7項目に拡充し、より充実した内容を記載

5 改定前後の比較

記載項目	現計画	改定後計画	
策定/改定	平成26年9月策定	約10年ぶり、初の抜本改正	
対象疾患	新型インフルエンザがメイン	・新型インフルエンザ等感染症（新型インフルエンザ、再興型インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症、再興型コロナウイルス感染症） ・指定感染症（病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延の恐れのあるもの） ・新感染症	
発生段階	発生段階を6段階として記載 ①未発生期 ②海外発生期 ③県内未発生期（国内発生早期以降） ④県内発生早期 ⑤県内感染期 ⑥小康期	対策段階を3段階に分け記載 ①準備期：感染症が発生する前段階（平時） ②初動期：国内で発生した場合を含めて世界で新型インフルエンザ等に位置づけられる可能性がある感染症が発生した段階 ③対応期：封じ込めを念頭に対応する時期 病原体の性状等に応じて対応する時期 ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期	
対策項目	<国・県・市 主要6項目>	<国・県 13項目>	<市 7項目>
	①実施体制 ②情報収集・情報提供・共有 ③予防・まん延防止 ④予防接種 ⑤医療 ⑥市民生活及び経済の安定の確保	①実施体制 ②情報収集・分析 ③サーベイランス ④情報提供・共有、リスクコミュニケーション ⑤水際対策 ⑥まん延防止 ⑦ワクチン ⑧医療 ⑨治療薬・治療法 ⑩検査 ⑪保健 ⑫物資 ⑬国・県民生活及び国・県民経済の安定の確保	①実施体制 ②情報提供・共有、リスクコミュニケーション ③まん延防止 ④ワクチン ⑤保健 ⑥物資 ⑦市民の生活及び地域経済の安定の確保
横断的視点	—	複数の対策項目に共通する横断的な要素として3つの視点を設定 ①人材育成 ②国・県等との連携 ③DXの推進（国・県は④研究開発 ⑤国際連携 も追加）	
その他	— ※比較的短縮の収束が前提	・複数の感染拡大への対応 ・対策の機動的な切り替え ※ワクチンや治療薬の普及に応じた対策の緩和	

6 対策の目的

- 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。
- 市民の生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

7 各対策項目の段階に応じた主な取り組み

対策項目	準備期	初動期	対応期
①実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・実効性のある訓練の定期的な実施 ・国、県等の関係機関との連携体制の構築 ・有事の際により迅速に対応できる体制の確保 ・市行動計画や業務継続計画の作成・変更 	<ul style="list-style-type: none"> ・市対策本部の設置 ・必要に応じて人員体制の強化 ・迅速な対策の実施に必要な予算の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の派遣・応援等の要請 ・緊急事態措置の検討
②情報提供・共有、リスクコミュニケーション	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症対策について市民等が適切に判断・行動できるよう情報提供・共有の実施 ・市民との双方向のコミュニケーション体制の整備や取組の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・迅速かつ一体的な情報提供・共有 ・コールセンター等の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の関心事項等を踏まえつつ、適切な行動につながるよう促す ・感染対策の呼びかけや誹謗中傷対策を実施することで市民の不安解消等に努める
③まん延防止	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的な感染対策やまん延防止に対する情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・まん延防止対策の迅速な実施のための準備 (業務継続計画に基づく対応の準備) 	<ul style="list-style-type: none"> ・まん延防止対策の実施
④ワクチン	<ul style="list-style-type: none"> ・ワクチンの供給・接種体制(特定接種、住民接種)の構築 ・市民への情報提供 ・関係機関との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・接種体制の構築 ・医療関係者へ予防接種の協力要請 	<ul style="list-style-type: none"> ・接種の実施 ・健康被害救済制度への対応 ・接種に関する市民への情報提供
⑤保健	<ul style="list-style-type: none"> ・研修、訓練を通じた人材育成 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民等に対する速やかな情報提供・共有体制を構築 	<ul style="list-style-type: none"> ・県の要請に応じた健康観察及び生活支援の実施
⑥物資	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症対策物資等の備蓄 	<ul style="list-style-type: none"> ・県の要請・依頼に応じた連携・協力 	<ul style="list-style-type: none"> ・物資の需給状況、備蓄・配置状況の確認
⑦市民の生活及び地域経済の安定の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・情報共有体制、支援実施に係る仕組みの整備 ・生活支援を要する者への支援等の準備 ・火葬体制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活関連物資等の購入にあたっての啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民生活や社会経済活動の安定の確保を対象とした対応 ・心身への影響に関する施策の実施 ・生活支援を要する者への支援